2026年11月20日

各　位

会 社 名 株式会社　トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役　　石　　田　　雅　　文
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 管理部長　　旭　　萌　々　子
（TEL：052－262－1122）

東京地方裁判所による更生計画の認可決定、
代表取締役の異動、定款の一部変更、決算期（事業年度の末日）の変更、
及び、東京地方裁判所による会社更生法72条４項による決定に関するお知らせ

当社の会社更生手続（東京地方裁判所令和８年(ミ)第４号。以下「本更生手続」といいます。）において、当社の管財人（以下「管財人」といいます。）が2026年９月９日に東京地方裁判所に提出した更生計画案につきましては、2026年10月29日から同年11月16日までを投票期間とする議決権者による書面等投票が完了し、本日、東京地方裁判所より更生計画を認可する旨の決定（以下「本認可決定」といいます。）がされましたので、お知らせいたします（以下、本認可決定がされた更生計画を「本更生計画」といいます。）。

議決権者による議決権の行使結果は、以下のとおりです。

（１）更生担保権者
賛成：96.02％
反対：3.98％

（２）更生債権者
賛成：85.85％
反対：14.15％

（３）株主

賛否	議決権数（個）	議決権割合（％）	人数（人）	人数割合（％）
賛成	5,623	8.83	653	15.32
反対	35,605	55.89	294	6.90
無効/投票なし	22,483	35.29	3,315	77.78
合計	63,711	100	4,262	100

なお、株主の組においては、更生計画案の可決要件である、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数に当たる議決権を有する者の同意（会社更生法196条５項３号）を得られておりませんが、会社更生法200条１項の規定に基づき、本認可決定がされております。

今後、当社は、本更生計画に則り、①商取引債権者の皆様に対しては従前の約定どおり債務をお支払いすること、②当社の既存株式について 100％減資は行わないこと、③取引金融機関に対しては長期分割弁済計画により元本全額を弁済する方針であることを基本的な方針として、安定的かつ持続的に事業を継続し、企業価値の向上に向けて邁進してまいります。なお、本更生計画の内容につきましては、2026年10月２日付「更生計

画案の開示について」をご参照ください。

本認可決定により、本更生計画に基づき、当社に関して、本日付で、代表取締役の異動、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少が生じました。当社の代表取締役の異動については下記１を、定款の一部変更については下記２を、資本金及び資本準備金の額の減少については、当社の 2026 年 10 月２日付「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、本認可決定に伴い、当社の決算期（事業年度の末日）の変更が生じました。この点については、下記３をご参照下さい。

併せて、管財人は、本日付で、東京地方裁判所に対し、会社更生法 72 条５項に基づき、同条４項前段の規定により、同条１項の規定を当社に対して適用しないこととする旨の裁判所の決定を求める申立てを行い、同日付で、同裁判所より、当社に対して、会社更生法 72 条１項の規定を適用しないこととする旨の決定がされました。これにより、本更生手続が係属している期間においても、当該決定が裁判所により取り消されるまでの期間においては、当社の機関は、その権限を回復することになります。詳細は、下記４をご参照下さい。

記

１．代表取締役の異動について

（１）異動の理由

本更生計画第９章第４節第１の１及び第２に基づくものです。新任代表取締役の石田雅文は、2026 年５月８日以降、当社の管財人を務めておりましたが、代表取締役への就任に伴い、会社更生規則 20 条５項の規定に基づき、東京地方裁判所の許可を得て、当社の管財人を退任しました。これにより、当社の管財人は、粟田口太郎のみとなります。

（２）新旧代表取締役の氏名及び役職名

（新任）氏　　名：石田　雅文（イシダ　マサフミ）
　　新・役職名：代表取締役
（退任）氏　　名：平塚　　栄（ヒラツカ　サカエ）
　　旧・役職名：代表取締役（取締役からも退任）

（３）新任代表取締役の略歴

生年月日	略歴	所有株式数（株）
1982 年 10 月８日	2007 年４月　トーシンリゾート株式会社入社 2012 年３月　中京クライスラー株式会社入社 2018 年５月　中京クライスラー株式会社ジープ岐阜ストアマネージャー 2022 年５月　当社入社 2022 年７月　当社取締役営業企画部長 2024 年７月　当社取締役営業部営業統括本部長（現任） 2025 年７月　当社代表取締役 株式会社トーシンモバイル　代表取締役（現任） トーシンコーポレーション株式会社 代表取締役（現任） トーシンリゾート株式会社　代表取締役（現任） 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	4,400

	代表取締役（現任） 2026 年 5 月　当社管財人	

（4）就任日
2026 年 11 月 20 日

2．定款の一部変更について

（1）定款変更の理由
本更生計画第９章第５節に基づくものです。

（2）定款変更の内容
変更の内容につきましては、2026 年 10 月２日付「更生計画案の開示について」における本更生計画別表 13 をご参照ください。

（3）日程
定款変更の効力発生日：2026 年 11 月 20 日

3．決算期（事業年度の末日）の変更について

（1）変更の理由
会社更生法 232 条２項の規定に基づき、更生会社の更生手続開始の決定があったときに終了した事業年度に続く事業年度は、更生計画認可の時に終了することになりますので、当社の第 42 期事業年度（2026 年５月９日期首期）は、2026 年 11 月 20 日に終了し、同年 11 月 21 日から、第 43 期事業年度が進行することとなります。もっとも、会計処理上の便宜から、当社の第 43 期事業年度の末日を、2027 年 10 月 31 日に終了させるとともに、それ以降に続く事業年度についても、その末日を毎年 10 月 31 日とすることを目的として、上記２のとおり、定款の一部変更を行い、事業年度の末日を変更することといたしました。

（2）決算期変更の内容
定款（上記２記載の変更前のもの）上の事業年度の末日：毎年４月 30 日
第 41 期の事業年度の末日：2026 年５月８日
第 42 期の事業年度の末日：2026 年 11 月 20 日
第 43 期の事業年度の末日：2027 年 10 月 31 日

（3）今後の見通し
第 42 期事業年度の業績見通しにつきましては、公表の可否を含め、検討中です。

4．更生会社の機関の権限の回復について

当社について本更生手続が開始されたことにより、会社更生法 72 条１項に基づき、当社の事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属するに至ったことから、その結果として、当社の代表取締役、取締役会並びに監査役及び監査役会は、その権限が制約されていました。

しかしながら、管財人は、本日付で、東京地方裁判所に対し、会社更生法 72 条５項に基づき、同条４項前段の規定により、同条１項の規定を当社に適用しないこととする旨の決定を求める申立てを行い、同日付で、同裁判所より、当社に対して、会社更生法 72 条１項の規定を適用しないこととする旨の決定がされました。これにより、本更生手続が係属している期間であっても、当該決定が裁判所により取り消されるまでの間は、更生

会社の機関である代表取締役、取締役会並びに監査役及び監査役会は、事業経営権及び財産管理処分権を回復することになります。

なお、当社の上記機関が事業経営権及び財産管理処分権を回復した後も、会社更生法 72 条４項後段に基づき、管財人は当社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督することとなり、また、当社が所定の行為を行うには、管財人（前述のとおり、粟田口太郎が引き続き管財人を務めます。）の同意が必要とされるとともに、管財人が同意をするには裁判所の許可が必要とされますので、裁判所による監督及び調査委員による調査も引き続き継続されることとなります。

以　上